

平成27年6月15日（月）

（お知らせ）

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、三国屋建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
三国屋建設株式会社	茨城県神栖市知手中央 2 - 1 - 2

2 指名停止措置期間：平成 27 年 6 月 15 日～平成 27 年 7 月 14 日（1 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

三国屋建設（株）は、一次下請けとして請け負った宮城県（土木部河川課）発注の「平成 25 年度 3 1 1 地震災 6 2 1 3 - 0 0 1 号田中浜地先海岸災害復旧工事」の堤防・護岸工事において、現場責任者の従業員が、作業台船へ捨て石の積込作業を行うに当たり、捨て石の水面への脱落防止措置を怠ったとして港則法違反で起訴され、同社及び同従業員が平成 26 年 1 月 2 月 5 日に罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表 2 第 15 号に該当する。

従って、本件については、1 ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第 2 第 15 号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内